

## 負担付不動産贈与契約書

贈与者東京一男（以下、「甲」という。）と受贈者東京太郎（以下、「乙」という。）との間で、次のとおり贈与契約を締結した。

### 第1条

甲は、その所有する次の不動産を以下に定める約定で乙に贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

#### 不動産の表示

所 在 新宿区若葉一丁目  
地 番 2番3  
地 目 宅 地  
地 積 123.45平方メートル

所 在 新宿区若葉一丁目2番地3  
家屋番号 2番3  
種 類 居 宅  
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 56.78平方メートル  
2階 56.78平方メートル

### 第2条

甲は乙に対し、平成22年3月31日までに前条記載の不動産について所有権移転登記手続きをし、かつ引渡しをするものとする。

2 前項による所有権移転登記手続きに必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

### 第3条

乙は、本契約の贈与を受けた負担として、甲の生存中扶養しなければならない。

【※ 負担の内容は社会通念上、履行が可能なものであれば、その内容は問いません。具体的に記載するほうがベターです。】

### 第4条

乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は本契約を解除することができる。

- ① 前条の負担義務を履行しなくなったとき。
- ② 甲に対して侮辱、虐待又は著しい非行を重ねたとき。
- ③ ☆☆☆☆☆その他、適宜加える。☆☆☆☆☆

### 第5条

前条により契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに第1条記載の不動産を甲に引渡し、かつ、その所有権移転登記手続きをしなければならない。

2 前項の場合、契約解除のときまでに乙が甲のために支出した扶養に関する費用は、乙が前記不動産を使用収益した対価と相殺するものとする。

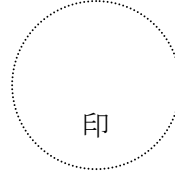
上記のとおり契約が成立したので本証書2通を作成し、甲乙双方が各1通を保有する。

平成 年 月 日

贈与者：甲

(住所)

(氏名)



受贈者：乙

(住所)

(氏名)

